

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

企業集団の現況に関する事項

従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数（名）	前期末比増減（名）
国 内 事 業	1,766	△5
国 際 事 業	690	△160
合 計	2,456	△165

②当社の従業員の状況

区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	1,187	△19	42.4	18.8
女性	377	13	37.4	13.3
合計又は平均	1,564	△6	41.2	17.5

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2017年12月31日現在)

名 称	保有人数	付与決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	権利行使期間
カゴメ株式会社 第1回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く) 5名	2014年5月21日 (取締役会)	114個	普通株式 11,400株	1株当たり 1,536円	1円	2016年6月6日から 2031年6月5日まで
カゴメ株式会社 第2回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く) 6名	2016年2月24日 (取締役会)	176個	普通株式 17,600株	1株当たり 1,839円	1円	2018年3月11日から 2033年3月10日まで
カゴメ株式会社 第3回新株予約権	当社取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く) 6名	2017年2月22日 (取締役会)	245個	普通株式 24,500株	1株当たり 2,703円	1円	2019年3月10日から 2034年3月9日まで

- (注) 1. 第1回新株予約権は、「第72期（2015年12月期）に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。
2. 第2回新株予約権は、「第74期（2017年12月期）に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。
3. 第3回新株予約権は、「第75期（2018年12月期）に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	交付人数	付与決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	権利行使期間
カゴメ株式会社 第3回新株予約権	当社執行役員 13名	2017年2月22日 (取締役会)	99個	普通株式 9,900株	1株当たり 2,703円	1円	2019年3月10日から 2034年3月9日まで

- (注) 第3回新株予約権は、「第75期（2018年12月期）に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を実質的に区分できないため区分していません。従って上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、取締役会において次の通り決議いたしました。

①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- *当社は、企業理念「感謝」「自然」「開かれた企業」を時代を経ても変わらずに継承される「経営のこころ」として、事業活動を行う。
- *当社は、取締役・執行役員（以下、役員という。）及び従業員が法令及び定款を遵守し、企業理念の1つである「開かれた企業」を具現化できるよう行動規範を制定する。
- *当社は、コンプライアンス委員会を設置し、重大な問題への対応・再発防止策の決定、コンプライアンス施策の検討等を行う。
- *当社は、内部通報制度を整備し、法令、定款、諸規則、社会規範及び企業倫理に関する違反（以下、法令等の違反という）又はそのおそれのある事態の早期発見・是正に努める。
- *当社は、役員及び従業員に対して、コンプライアンスに関する研修・啓発を継続的に行う。
- *当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- *当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察や弁護士と連携をして毅然とした態度で対応する。
- *当社は、内部監査部門を設置し、各事業所の業務活動が法令、定款、諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されていることを監査するとともに、必要に応じて対策又は改善措置の立案・実行をする。

②損失の危険の管理に関する規程その他体制

- *当社は、当社及び子会社からなる企業集団（以下、当社グループという。）におけるリスク管理の統括機関として、総合リスク対策会議を設置し、リスク対応方針や重大リスクへの対応課題について検討し、迅速な意思決定を行う。
- *当社は、品質保証委員会を設置し、品質マネジメント及び商品品質の現状認識、品質方針・目標や商品の設計基準の審議等を効率的に行う。
- *当社は、地震等の大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症の流行等に備え、事業継続計画を策定し、事業の中止を最小限に止めるよう努める。
- *当社は、研究倫理審査委員会を設置し、当社が実施する人を対象とした医学系研究の倫理的妥当性、科学的正当性について審査する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- *当社は、監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図る。
- *当社は、取締役会の主たる役割を、経営戦略、経営方針の決定とその執行モニタリングと定め、当社独自の「社外取締役の独立性基準」を満たす独立社外取締役を3名以上選任することで、アドバイス機能の充実と監督機能の強化を図り、実効性を高める。
- *当社は、報酬・指名諮問委員会を設置し、審議した内容を取締役会に諮り決定することで、役員の報酬・指名に関する客観性、公正性を担保する。
- *当社は、業務執行について、執行役員制度のもと、一定基準により、執行の責任と権限を各部門に委任する。執行役員会を設置し、取締役会決議・報告事項の伝達及び周知並びに執行役員間の連絡及び調整を図る。
- *当社は、経営会議を設置し、社長のリーダーシップのもと、機動的かつ相互に連携して業務執行を行う。経営会議において審議を行うことで適切なリスクテイクを可能とし、責任を明確にしたスピーディな意思決定を行う。
- *当社は、「組織および業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の執行を適切かつ効率的に行う。
- *当社は、取締役会で決議された中期経営計画及び年度計画に基づき、各事業部門において目標達成のために活動し、取締役会における定期的な報告において検証することで進捗確認や軌道修正を行う。
- *当社は、多くの株主さまの目で当社を評価していただくことが経営監視機能の強化につながるとの考えに基づき、「ファン株主づくり」を推進する。今後も、株主さまからいただくご意見を経営活動に活かすとともに、企業活動の情報開示を拡充させていく。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- *当社は、議事録・稟議書等の取締役の職務執行に関わる情報については、法令及び社内規程に基づき、保存及び管理を行う。
- *当社は、情報セキュリティ委員会の設置、「情報セキュリティポリシー」の制定等により、個人情報を含む情報資産の保護に取り組む。
- *当社は、役員及び従業員に対して、情報セキュリティに関する研修・啓発を継続的に行う。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- *当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループに適用する企業理念、行動規範、中期経営計画及び年度毎の企業方針を定め活動する
- *当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、主管部門にて管理を行い、各社の業績、重要な業務執行、重大リスク及び重大な法令等の違反に関する情報等について、適宜、取締役会又は総合リスク対策会議で報告を受ける。
- *当社内部監査部門は、当社グループの業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言を行う。
- *当社は、当社の役員又は従業員を当社グループ各社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。
- *当社は、当社グループに対して、グループ内部通報制度を周知し、また、未導入の当社海外子会社においては、順次導入を図る。
- *当社グループの情報管理については、「グループ情報セキュリティポリシー」を制定し、情報資産の保護に取り組む。

⑥監査等委員会の職務を補助する体制

- *当社は、内部監査部門を監査等委員会の職務を補助する部門とする。
- *監査等委員会の職務の補助において、内部監査部門は、監査等委員以外の指揮命令を受けないものとし、また、内部監査部門の長の任命・異動・懲戒等の人事権に関する事項の決定について、監査等委員会の同意を要するものとする。

⑦監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- *監査等委員は、取締役会はもとより、経営会議、執行役員会、総合リスク対策会議等の重要な会議に出席できるものとし、取締役会の意思決定、経営陣の業務執行を監査等委員会にてチェックできる体制を整える。
- *監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社グループの役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

会社の体制および方針

- *当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員又は監査等委員会に報告することができる。
- *監査等委員会は、内部通報制度の運用状況等について定期的に報告を受ける。
- *内部監査部門は、その監査計画や監査結果を監査等委員会に報告するなど情報交換・緊密な連携を図り、また、監査等委員会からの助言及び指示を受けて活動する。

⑧監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- *当社グループは、監査等委員又は監査等委員会へ報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- *監査等委員は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等に関し、監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、監査等委員会で決議することができる。
- *監査等委員は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用について、事後、当社に償還を請求することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

●取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- *コンプライアンス、情報セキュリティ意識の一層の向上のために新入社員、新任管理職、中堅社員向けにコンプライアンス研修を実施するとともに情報セキュリティ分野に関するEラーニング等を実施しました。
- *内部通報制度であるコンプライアンスホットラインには、国内15件、海外2件の通報があり、それぞれ適切に対応がなされ、コンプライアンス委員会および常勤監査等委員に報告がなされております。
- *法令等への適合については、内部監査室による内部監査によって確認しております。今年度の監査では、特にグループ会社および各事業所運営におけるマネジメントの適正性に重点をおき、経営方針の浸透が図られているか、また法令、諸規程及び経営方針・計画に準拠し適正かつ効率的に運営されているかを確認し、必要に応じ適宜改善措置を図っております。

●損失の危険の管理に関する規程その他体制

- *定例で開催される総合リスク対策会議において、社内外のオペレーションリスクに関する情報を共有するとともに今期は社会情勢等を踏まえ、情報セキュリティ、労働・雇用における諸問題等、様々な事項について議論を行い、適宜対応を進めてまいりました。

●取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- *当社は、監査等委員会設置会社に移行し、業務執行における決定の迅速性及び機動性を向上させると同時に業務執行に対する監督機能の強化を図っております。
- *監査等委員会設置会社への移行後、取締役会決議により、重要な業務執行の一部を経営会議または取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。
- *取締役会を月に1回以上開催し、経営方針や予算の策定、重要な投資、M&A等についての審議や経営業績や各課題の進捗状況につき報告がなされ、議論が行われました。
- *中期経営計画の重点課題については、データベースを策定し、進捗状況を可視化することで適切なPDCAにつなげ、課題の達成を推進しております。
- *当社は、毎年取締役会の実効性評価を実施し、その評価結果を改善につなげるとともに、概要を開示しています。今回の実効性評価において更なる改善の必要性を認識した課題の1つは、「業務の執行状況や課題に関する進捗報告の実施」であり、今後、取締役会において業務執行状況の進捗に関する主要指標を共有化し、それらを中心とした報告を定着させていきます。

●監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- *常勤監査等委員は、経営会議、執行役員会、総合リスク対策会議等への出席や稟議決裁等を通じて、取締役、執行役員からの報告を受け、その意思決定のプロセスや内容について監督を行い、必要に応じて、監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。
- *監査等委員会を毎月1回開催し、取締役会の議案をはじめとした重要な会議の内容を共有するとともに各部門から報告を受ける体制としています。また、内部統制については、内部監査室による監査報告を受けるとともに内部監査の往査にも同行し、実際に確認する体制としています。併せて、オペレーションリスク対応について総合リスク対策会議事務局より報告を受けております。
- *内部監査室を監査等委員会の事務局とし、監査等委員会の職務を補助させるとともに、内部監査室と連携強化を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社グループは「感謝」、「自然」、「開かれた企業」を企業理念としております。これは創業100周年にあたる1999年を機に、当社グループのさらなる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、当社の商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、2000年1月に制定したものです。当社グループはこの企業理念に則り、企業活動を展開しております。

当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆さまが当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆さまにご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、この企業理念に則り、企業の成長は、社会の成長とともににあることを認識し、「開かれた企業」として、世界に広がるあらゆるステークホルダーの皆さまと手を携え、新たな価値ある商品を提供できるよう取り組んでおります。また、当社グループのつくる商品の価値の源は、「自然」であり、自然に根差し、農業から生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンを持った世界でもユニークな企業として、この強みを活かし、グローバル市場を見据えて激しい環境変化に対応するスピードと競争力を強化する経営を推進しております。そして、すべてのステークホルダーに「感謝」の心を持ち、皆さまに愛され支持される会社であり続けられるよう、たゆまず努力をしてまいります。

【1】中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当社グループは、中期経営方針として持続的成長に向けた収益獲得基盤の強化に力点を置き、3つの重点課題に取り組みます。1つ目は既存商品の価値向上を通じて収益性を高める「バリューアップ」、2つ目は「働き方の改革」による生産性の向上、3つ目は新たな需要を創出する「イノベーション」です。

このような認識のもと、重点事業領域として、グローバルトマトサプライヤーの実現、生食用トマトの拡大と機能性野菜のパックサラダの開発、「トマトのことなら何でもカゴメに」と言って頂ける国内業務用事業の拡大、新たな需要創造に向けた「フレッシュ化への挑戦」に経営資源を集中させ、部門間の連携を強化することで、当社が持続的に成長する基盤づくりを進めます。

将来を見据えると、日本では3名に1名が高齢者という超高齢社会の到来、世界的には人口増加と経済発展及び気候変動に伴う資源・エネルギー問題、食糧問題などが深刻さを増すと考えられています。当社グループは、プロダクトアウト型からソリューション型の事業に発想を転換し、社会の変化と要請を事業戦略に組み込んでいくことで、今後も食を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、新たな需要を創造し、収益獲得力を高めてまいります。

【2】コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループは、経営の透明性の実現、経営責任の明確化、スピードイーな意思決定、経営監視機能の強化をコーポレート・ガバナンスにおいて重要な事項と考えております。当社は、取締役の任期を1年とすることで経営責任を明確化し、経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に経営陣から独立した複数の社外取締役を選任しています。また、執行役員制度を採用し、取締役は、経営戦略の決定と業務執行の監督に、執行役員は、部門業務の執行に専念できる体制を整備しております。さらに、当社は2001年から「ファン株主政策」として、個人株主づくりに積極的に取り組んできました。多くの株主さまの目で当社の企業活動や経営成績についてご評価いただくことが、経営監視機能の強化につながる、との考え方です。

当社は創業した1899年（明治32年）以来、当社の企業価値を高めることに取り組んできていますが、このような取り組みを推進することによって、より一層当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることができるものと確信しております。

③基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社はこのような考え方に基づき以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定し、導入いたしました。本ルールは、当社株式の買付（以下において定義します。）が行われる場合に、買付者（以下において定義します。）に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに對して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を害する買付を抑止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆さまの株主共同の利益にかかわるものであるため、原則として株主の皆さまの意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会（以下において定義します。）に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行い、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があると判断した場合には、株主の皆さまに對して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かをご判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の意見を最大限尊重のうえ当社取締役会の判断に基づいて対抗策を発動します。

- ※1 「買付」とは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他一切の行為、または当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付をいいます。
- ※2 「買付者」とは、買付を行う者及び買付を行おうとする者（当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含む）をいいます。
- ※3 「独立委員会」とは、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から、当社取締役会決議に基づき選任される3名以上の委員によって構成される委員会をいいます。

④具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の事項を考慮し盛り込むことにより、本ルールが基本方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させるために最善の方策であると考えております。

【1】買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

【2】株主の皆さまの意思を重視すること

本ルールは、株主の皆さまにご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しています。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを2015年3月開催の定時株主総会において株主の皆さまの承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。さらに、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

このように、本ルールは、株主の皆さまの意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

【3】当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されています。

【4】独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限尊重する仕組みを採用しています。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされています。

(3) 剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しており、「経常的な連結業績を基準に、配当性向40%を目安に安定的に現金配当する」ことを目指してまいります。

《当期の剰余金の配当》

当期の配当につきましては、期末配当予想を1株当たり28円から2円増配の30円に修正することいたしました。

また、次期の配当につきましては、1株当たり30円の普通配当に、創業120年を記念した記念配当5円を加え、1株当たり35円とさせていただく予定であります。

連結株主資本等変動計算書

当年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					新 株 予約権	非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	19,985	22,362	66,492	△27,163	81,677	6,487	4,287	1,276	△1,296	10,754	44	5,514	97,991
当期変動額													
剩余金の配当			△2,179			△2,179							△2,179
親会社株主に帰属する当期純利益			10,100			10,100							10,100
自己株式の取得				△5		△5							△5
自己株式の処分			△1		182	181							181
自己株式処分差損の振替		1	△1		—								—
連結範囲の変動			△109		△109								△109
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動													—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,484	△1,866	478	432	1,528	61	△1,716	△126
当期変動額合計	—	—	7,811	177	7,988	2,484	△1,866	478	432	1,528	61	△1,716	7,861
当期末残高	19,985	22,362	74,303	△26,985	89,665	8,971	2,420	1,754	△864	12,283	106	3,798	105,853

前年度 (ご参考) (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					新 株 予約権	非 支 配 株主持分	純資產 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	19,985	23,733	61,916	△314	105,320	6,444	6,952	1,787	△1,024	14,160	19	6,844	126,344
当期変動額													
剩余金の配当			△2,188			△2,188							△2,188
親会社株主に帰属する当期純利益			6,764			6,764							6,764
自己株式の取得				△27,094	△27,094								△27,094
自己株式の処分				245	245								245
自己株式処分差損の振替				—									—
連結範囲の変動				—									—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△1,370			△1,370							△1,370
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						43	△2,665	△511	△271	△3,405	25	△1,329	△4,709
当期変動額合計	—	△1,370	4,576	△26,848	△23,642	43	△2,665	△511	△271	△3,405	25	△1,329	△28,352
当期末残高	19,985	22,362	66,492	△27,163	81,677	6,487	4,287	1,276	△1,296	10,754	44	5,514	97,991

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

区分	当年度 (自 2017 年 1月 1日 至 2017 年 12月 31日)	前年度 (自 2016 年 1月 1日 至 2016 年 12月 31日)	区分	(単位 : 百万円)	
				当年度 (自 2017 年 1月 1日 至 2017 年 12月 31日)	前年度 (自 2016 年 1月 1日 至 2016 年 12月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前当期純利益	15,610	11,269	投資活動によるキャッシュ・フロー	△96	△10,676
減価償却費	5,813	5,732	定期預金の預入による支出	10,122	546
減損損失	1,337	990	定期預金の払戻による収入	△682	△64
のれん償却額	722	752	有価証券の取得による支出	2,938	—
受取利息及び受取配当金	△750	△569	固定資産の取得による支出	△9,202	△6,836
支払利息	477	195	固定資産の売却による収入	1,830	2,210
賞与引当金の増減額 (△は減少)	18	714	貸付金の回収による収入	263	58
その他の引当金の増減額 (△は減少)	93	147	事業譲渡による収入	868	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	242	147	連結の範囲の変更を伴う子会社株式及び出資金の取得による支出	△90	—
持分法による投資損益 (△は益)	44	△46	関係会社株式及び出資金の取得による支出	△48	△3,741
有価証券売却損益 (△は益)	△1,721	—	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	11,246	—
有価証券評価損益 (△は益)	2	223	その他の増減額 (△は減少)	122	△74
関係会社株式売却損益 (△は益)	△2,171	—	投資活動によるキャッシュ・フロー	17,271	△18,576
固定資産売却損益 (△は益)	△158	△1,521	財務活動によるキャッシュ・フロー		
事業譲渡益	△330	—	短期借入金の純増減額 (△は減少)	△17,918	28,160
債務免除益	—	△307	長期借入れによる収入	8,634	11,333
収用補償金	△11	△236	長期借入金の返済による支出	△29,277	△904
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,993	△1,748	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△123	△57
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,876	4,041	配当金の支払額	△2,180	△2,187
未収入金の増減額 (△は増加)	△974	164	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式及び出資金の取得による支出	—	△2,715
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,113	△1,374	非支配株主からの払込みによる収入	0	195
未払金の増減額 (△は減少)	1,203	2,173	非支配株主への配当金の支払額	△69	△72
預り敷金及び保証金の (△は増加)	615	1,255	自己株式の増減額 (△は増加)	173	△26,848
受入による収入	—	156	その他の増減額 (△は増加)	0	—
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△260	△110	財務活動によるキャッシュ・フロー	△40,761	6,904
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△255	542	現金及び現金同等物に係る換算差額	377	86
その他の増減額 (△は減少)	△53	—	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,513	7,238
小計	17,738	22,591	現金及び現金同等物の期首残高	28,313	21,075
利息及び配当金の受取額	772	541	連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△249	—
利息の支払額	△449	△196	現金及び現金同等物の期末残高	21,550	28,313
法人税等の支払額	△1,474	△4,264			
収用補償金の受取額	11	153			
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,598	18,824			

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 33社

主要な連結子会社は、加太菜園(株)、響灘菜園(株)、いわき小名浜菜園(株)、高根ベビーリーフ菜園(株)、カゴメアカシス(株)、カゴメ物流サービス(株)、KAGOME INC.、Vegitalia S.p.A.、Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.、Kagome Australia Pty Ltd.、台湾可果美股份有限公司、可果美(天津)食品制造有限公司、United Genetics Holdings LLC、Kagome Senegal Sarlであります。

Kagome Senegal Sarl、他3社は、当連結会計年度に設立したことにより連結の範囲に含めております。

AKIRA SEEDS S.L.につきましては、当連結会計年度に同社の株式を取得したことから、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において非連結子会社であったKagome Hong Kong Co.,LTD.は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

連結子会社であったPreferred Brands International,Inc.及びその子会社4社は、保有株式売却に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しました。

また、連結子会社であった可果美（上海）飲料有限公司及びOSOTSPA KAGOME CO.,LTD.は、重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、可果美（杭州）食品有限公司は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 8社

愛知トマト(株)、和粹技（上海）商貿有限公司、他6社

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社 4社

世羅菜園(株)、Ingomar Packing Company, LLC、F-LINE(株)、他1社

当連結会計年度より、出資持分の取得に伴いF-LINE(株)及びその子会社1社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社 9社

非連結子会社8社（愛知トマト(株)及び和粹技（上海）商貿有限公司、他6社）及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	主として移動平均法による原価法
②デリバティブ	時価法
③たな卸資産	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)	定額法 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。
	建物及び構築物 2～50年
	機械装置及び運搬具 2～15年

②無形固定資産

(リース資産を除く)	定額法 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。
	商標権 10～20年
	顧客関連資産 15年
	ソフトウェア 5年

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段

為替予約等

ヘッジ対象

外貨建予定取引

b.ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

c.ヘッジ手段

商品スワップ

ヘッジ対象

ガス

③ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

資産の内容及びその金額

(単位：百万円)

建物及び構築物	1,956
工具・器具及び備品 他	1
計	1,958

上記の資産は、関係会社の建設賃貸借契約に基づき、建設協力金及び預り敷金（合計2,050百万円）に対し設定した抵当権であります。

2. 保証債務

(単位：百万円)

(株)ハケ岳みらい菜園銀行借入	11
従業員住宅資金借入	0
従業員契約物件保証債務	3
計	16

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,616,944株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年2月22日 取締役会	普通株式	2,179	24.50	2016年12月31日	2017年3月9日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年2月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,668	30.00	2017年12月31日	2018年3月8日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 14,500株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な事業運転資金についても銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、社内規定に従い、主な取引先の信用調査、取引別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。その一部には、製品の輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付先の信用状況及び回収期日や残高を定期的に管理することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、株式及び債券については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。借入金の一部については、外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、借入金の一部については、変動金利のものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、社内規定に従い、営業債権及び貸付金について、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券のうちMMF、コマーシャルペーパー等は、社内規定により格付の高いものののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関（長期債務に対する格付シングルA以上）とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在の最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び外貨建て借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引を利用しておられます。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により当社の財務経理部及び一部子会社が実施しております。取引予定額、月次取引状況、取引残高等について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務経理部が資金繰計画を作成・更新とともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち21.3%が特定の大口顧客（伊藤忠商事株）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)をご参照ください。)

	連結貸借対照表計上額	時価	(単位：百万円) 差額
(1) 現金及び預金	22,150	22,150	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,042	36,042	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	21,043	21,043	—
(4) 長期貸付金	1,648	1,648	—
資産計	80,883	80,883	—
(1) 支払手形及び買掛金	16,554	16,554	—
(2) 短期借入金	21,218	21,218	—
(3) 長期借入金	15,601	15,591	△10
負債計	53,374	53,364	△10
デリバティブ取引 (※)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	198	198	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	3,494	3,494	—
デリバティブ取引計	3,693	3,693	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	729

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,150円50銭

2. 1株当たり当期純利益 114円03銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

当連結会計年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は379千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は345千株であります。

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

当年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本						評価・換算差額等				新 株 予 約 権	純資産 合 計		
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計			
	資 本 準備金	資 本 剰余金	そ の 他 資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰余金 (注)	利 益 剰余金 合 計								
当期首残高	19,985	23,733	–	23,733	1,193	58,244	59,437	△27,163	75,993	6,482	4,264	10,747	44	86,785
当期変動額													–	–
固定資産圧縮積立金の積立													–	–
固定資産圧縮積立金の取崩													–	–
トマト翁記念基金の積立													–	–
トマト翁記念基金の取崩													–	–
別途積立金の積立													–	–
剩余金の配当	△2,179						△2,179			△2,179			△2,179	
当期純利益	5,318						5,318			5,318			5,318	
自己株式の取得							△5			△5			△5	
自己株式の処分	△1						182			181			181	
自己株式処分差損の振替	1						△1			–			–	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							2,484			△1,857			626	
当期変動額合計	–	–	–	–	–	3,137	3,137	177	3,314	2,484	△1,857	626	61	4,002
当期末残高	19,985	23,733	–	23,733	1,193	61,382	62,575	△26,985	79,308	8,966	2,406	11,373	106	90,788

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固定資産圧縮積立金	トマト翁記念基金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計										
当期首残高	1,356	330	51,220	5,337	58,244										
当期変動額															
固定資産圧縮積立金の積立	–				–										
固定資産圧縮積立金の取崩	△115				115										
トマト翁記念基金の積立	100						△100			–					
トマト翁記念基金の取崩	△30						30			–					
自己株式処分差損の振替							△1			△1					
別途積立金の積立							600			△600					
剩余金の配当							△2,179			△2,179					
当期純利益							5,318			5,318					
当期変動額合計	△115	70	600	2,583	3,137										
当期末残高	1,240	400	51,820	7,921	61,382										

株主資本等変動計算書

前年度（ご参考）（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）											(単位：百万円)		
資本金	株 主 資 本						評価・換算差額等					新 株 予約権	純資産 合 計
	資 本 準 備 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	利 益 剩 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剩 余 金 (注)	利 益 剩 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	継 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	19,985	23,733	23,733	1,193	57,414	58,607	△314	102,011	6,439	6,965	13,405	19	115,436
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の積立													—
固定資産圧縮積立金の取崩													—
トマト翁記念基金の積立													—
トマト翁記念基金の取崩													—
別途積立金の積立													—
剩余金の配当					△2,188	△2,188			△2,188				△2,188
当期純利益				3,018		3,018			3,018				3,018
自己株式の取得							△27,094	△27,094					△27,094
自己株式の処分							245	245					245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									43	△2,701	△2,657	25	△2,632
当期変動額合計	—	—	—	—	830	830	△26,848	△26,018	43	△2,701	△2,657	25	△28,650
当期末残高	19,985	23,733	23,733	1,193	58,244	59,437	△27,163	75,993	6,482	4,264	10,747	44	86,785

（注）その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固定資産圧縮積立金	トマト翁記念基金	別途積立金	緑越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	1,254	265	49,920	5,974	57,414
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立	204			△204	—
固定資産圧縮積立金の取崩	△102			102	—
トマト翁記念基金の積立		100		△100	—
トマト翁記念基金の取崩		△35		35	—
別途積立金の積立			1,300	△1,300	—
剩余金の配当				△2,188	△2,188
当期純利益				3,018	3,018
当期変動額合計	102	65	1,300	△637	830
当期末残高	1,356	330	51,220	5,337	58,244

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 2~50年

機械及び装置 2~15年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段	為替予約等
ヘッジ対象	外貨建予定取引
b.ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金

(3) ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 債務保証

	(単位 : 百万円)
いわき小名浜菜園(株)銀行借入	37
加太菜園(株)銀行借入	577
高根ベビーリーフ菜園(株)銀行借入	220
千葉ベビーリーフ菜園(株)銀行借入	250
KAGOME INC.銀行借入	440
United Genetics Holdings LLC銀行借入	1,491
United Genetics Italia S.p.A.銀行借入	748
United Genetics India Pvt Ltd.銀行借入	89
Kagome Australia Pty Ltd.銀行借入	2,689
ハケ岳みらい菜園(株)銀行借入	11
従業員住宅資金借入	0
従業員契約物件保証債務	3
計	6,560

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	(単位 : 百万円)
(1) 短期金銭債権	1,333
(2) 長期金銭債権	195
(3) 短期金銭債務	3,528

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

		(単位 : 百万円)
(1) 売上高		606
(2) 仕入高・販売費及び一般管理費		24,620
(3) 営業取引以外の取引高		626

2. 収用補償金

栃木県大田原市、長野県伊那市国道拡幅に伴う移転補償金であります。

3. 減損損失

当社は、以下の資産につき、減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
愛知県小牧市	賃貸不動産	建物	32
		構築物	3
		機械及び装置	4
		工具、器具及び備品	0

当社は、事業資産においては、管理会計上の区分を基準に、賃貸不動産及び遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。

上記資産については除却を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

4. 貸倒引当金繰入額

関係会社に対するものです。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 11,003,718 株

(注) 上記には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式が 345 千株含まれております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）	賞与引当金	374
	貸倒引当金	344
	未払事業税	232
	その他	236
	小計	1,187
	評価性引当額	△ 355
	合計	832
繰延税金負債（流動）との相殺		△ 788
繰延税金資産（流動）の純額		44
繰延税金負債（流動）	繰延ヘッジ損益	788
	合計	788
繰延税金資産（流動）との相殺		△ 788
繰延税金負債（流動）の純額		—
繰延税金資産（固定）	投資有価証券評価損	307
	関係会社投融資評価損	2,627
	退職給付信託設定額	464
	退職給付引当金	1,055
	減損損失	36
	年金資産配当金益金算入額	134
	非適格現物出資	299
	その他	402
	小計	5,327
	評価性引当額	△ 3,229
	合計	2,097
繰延税金負債（固定）との相殺		△ 2,097
繰延税金資産（固定）の純額		—
繰延税金負債（固定）	その他有価証券評価差額金	3,599
	土地評価差益	385
	関係会社への不動産売却益	1,117
	固定資産圧縮積立金	544
	繰延ヘッジ損益	274
	退職給付信託設定益	129
	その他	42
	合計	6,093
繰延税金資産（固定）との相殺		△ 2,097
繰延税金負債（固定）の純額		3,995

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として車両（車両運搬具）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」4 (3) に記載の通りであります。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）		科目	期末残高（百万円）
子会社	響灘菜園(株)	所有 直接66%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注1)	貸付	-	短期貸付金	-
				回収	200	長期貸付金	1,500	
				利息の受取 (注1)	△2		流動資産その他	0
子会社	いわき小名浜 菜園(株)	所有 直接49%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注1)	貸付	-	短期貸付金	-
				回収	-	長期貸付金	2,600	
				利息の受取 (注1)	△5		流動資産その他	△ 0
子会社	Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPs S.A.	所有 直接55.51%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注1)	貸付	6,135	短期貸付金	-
				回収	6,135	長期貸付金	6,747	
				利息の受取 (注1)	61		流動資産その他	49
子会社	カゴメアクシス(株)	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注1)	貸付	-	短期貸付金	-
				回収	2,000	長期貸付金	400	
				利息の受取 (注1)	△0		流動資産その他	0
子会社	Kagome Australia Pty Ltd.	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	資金の貸付 (注1)	貸付	-	短期貸付金	196
				回収	2,722	長期貸付金	784	
				利息の受取 (注1)	35		流動資産その他	19
				債務保証 (注2)	2,689		-	-
				保証料の受入 (注2)	2		流動資産その他	1

(注) 1.子会社に対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。なお、資金の貸付に関して、担保は受け入れておりません。

2. Kagome Australia Pty Ltd.の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.1%の保証料を受領しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,023円34銭

2. 1株当たり当期純利益 60円04銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 379千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は 345千株であります。

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。